

水質環境基準、水域類型に関する第2次報告案について



中央環境審議会の水生生物保全環境基準類型指定専門委員会は、環境基準に基づく水質基準のうち、水生生物保全に関する基準の水域類型指定案をまとめ、この案について、2008年2月29日から同年3月29日まで意見募集を実施しました。

水生生物の保全に係る水質環境基準については2003年11月に環境省告示により全亜鉛について環境基準が設定されました。この基準では水域類型(生物A又は生物B等)ごとに全亜鉛に関する基準値が設定されており、公共用水域ごとに水生生物の生息状況の適応性を踏まえて、水域類型の当てはめを行うこととしています。

2006年4月に行われた北上川、多摩川、大和川、吉野川の水域類型指定の当てはめ(第1次答申)に引き続きまして、利根川、荒川水系の河川(湖沼)及び東京湾について、水域類型の指定等についての検討結果が報告案として取りまとめられましたので、このたび意見の募集を開始する事となりました。

当社ではBODやCODを始めとする水質分析において長年の経験と実績があります。ご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。

資料 2008年2月29日付 環境省報道発表資料
2月29日付 EIC ネット

水質分析箇所 大塚卓也